

発議第1号

斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の議会は、個人情報保護に関し自律的な措置を講ずる必要があることから、本条例において、斑鳩町議会における個人情報の保護の適正な取扱い等に関し必要な事項を定めるものであります。

1. 主な制定内容

(1) 開示請求に係る手数料等（第30条関係）

保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。なお、保有個人情報の開示が写しの交付により行われる場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととする。

(2) 審査会への諮問（第45条及び第50条関係）

開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、斑鳩町が設置する斑鳩町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととする。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、審査会に諮問することができることとする。

(3) 罰則（第53条～第57条関係）

職員、受託業務に従事している者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等における罰則を定める。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

(2) 斑鳩町個人情報保護審査会条例の一部改正

斑鳩町個人情報保護審査会の所掌事務に、議長による開示決定等に対する審査請

求に係る諮問に応じた調査審議及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くための諮問に応じた調査審議を加えます。